

協力覚書の主なポイント

フィリピン共和国における日本兵の遺骨の収集と帰還に関する日本国厚生労働省とフィリピン共和国外務省との間の協力覚書

1. 全般的事項

- 現地雇用の賃金等の経費支払いを除き、いかなる報酬も支払われない。
- 国立博物館の科学連絡要員（遺骨の鑑定についての専門能力を有する者）及び場合により先住民に関する国家委員会の代表が同行する場合のみ、本活動を実施。
- 協力覚書は、国際法に基づく法的拘束力を有する権利又は義務を生じさせるものではない。

2. 計画段階

- 厚労省は翌年の年間計画案を、各年の4月1日までに比外務省に提出する。
- 比外務省は、当該年間計画を承認するか否かを検討し、その決定を速やかに厚労省に通報する。
- 年間計画の承認後速やかに、厚労省、比関係機関が出席する包括的な計画会議を開催する。
- 厚労省は、比関係機関と調整し、本活動の開始前に、比関係機関からの全ての必要な許可並びに必要なに応じ、関連する土地所有者、先住民文化共同体又は先住民及び先住民の長老からの許可を取得する。
- 厚労省は、各活動を開始する60-90日前に、比外務省に当該活動の詳細な実施案及び日程を提供する。

3. 実施段階

- 次の要件を満たす場合を除き、いかなる遺骨もフィリピン共和国から持ち出されない。
 - ・厚生労働省及び国立博物館は、関係当局と協議の上、入手可能な証拠を総合的に踏まえ、遺骨が日本兵のものであることを共に決定する。
 - ・遺骨が収容される地域の地方保健当局からの適切な輸送許可、地方政府からの通過許可及び検疫局からの検疫許可が適正に取得されている。
- 紫外線光照射による蛍光反射検査を含む法医人類学的解析は、収容された遺骨の鑑定のために実施される。
- 現場で入手可能な証拠に基づいて遺骨が日本兵のものか否かを確定できない場合、当該遺骨の標本を収集し、日本において科学的なDNAの分析を実施することができる。

4. 所要経費の支払

- 現地雇用の賃金は、当該地域における現行の一般的な労働賃金を下回らない。
- 必要に応じて、影響を受ける土地所有者に相互に決定した額を支払う。
- 同行する比政府職員に対し、フィリピン共和国の法律及び公務員に係る規則に定められた額に従い、経費、日当、残業手当を支払う。